

農業法人の

会計・税務

ハンドブック

改訂第2版

目次

I 損益計算書の留意事項

営業収益・売上高	1
営業費用・売上原価	21
営業費用・売上原価・製造原価	24
営業費用・販売費及び一般管理費	71
営業外収益	99
営業外費用	109
特別利益	115
特別損失	127

II 貸借対照表の留意事項

資産の部・流動資産	149
資産の部・固定資産	158
資産の部・繰延資産	178
負債の部・流動負債	180
負債の部・固定負債	182
純資産の部・株主資本	186

III 剰余金処分の留意事項

財務諸表における表示	193
任意積立金取崩額	196
剰余金処分数額	199
利益準備金	199
任意積立金	202
配当金	210

IV 法人課税のあらまし

1. 法人税（国税）	229
(1) 納税義務者	229
(2) 課税標準	229
(3) 税率	233
2. 事業税	233
(1) 納税義務者	233
(2) 課税標準	233
(3) 税率	234
(4) 農事組合法人の農業の法人事業税非課税	235
(5) 特別法人事業税	240
3. 住民税	240
(1) 納税義務者	240
(2) 課税標準	240
(3) 税率	241
4. 法人の分類	242
〈法人の目的からの分類〉	
(1) 普通法人	242
(2) 公共法人	242
(3) 公益法人等	242
(4) 協同組合等	242
(5) 人格のない社団等	242
〈資本金の大小からの分類〉	
(1) 中小法人	243
(2) 中小企業者	243
〈同族会社・非同族会社〉	
(1) 同族会社	243
(2) 特定同族会社	243
(3) 非同族会社	243
5. 農業法人に関する特例	244
(1) 農地所有適格法人に関する特例	244
(2) 農事組合法人に関する特例	245

V 消費税のあらまし

1. 消費税とは	247
2. 納税義務者	249
3. 消費税の経理	250
(1) 勘定科目別の消費税課税の有無	250
(2) 消費税の経理方式	250
(3) 帳簿及び請求書の保存等	251
4. 消費税の計算の原則（一般課税）	251
(1) 一般課税における納税額の計算	251
(2) インボイス制度	252
5. 簡易課税制度	253
(1) 簡易課税制度のしくみ	253
(2) 簡易課税制度の事業区分	254
(3) 簡易課税制度の適用	255

VI 法人税申告書の作成手順

1. 税引前当期純利益の確定（会計）	257
2. 各明細書（別表）の一部の記載 [1/2]（申告書）	258
3. 別表4の一部の記載 [1/3]（申告書）	289
4. 農業経営基盤強化準備金の積立て（会計）	290
5. 各明細書（別表）の記載完了 [2/2]（申告書）	291
6. 別表4の追加の記載 [2/3] と仮の当期利益による 法人税額等の計算（申告書）	294
7. 法人税等の決算整理（会計）	296
8. 別表5(2)・別表5(1)・別表4の完成記載 [3/3]（申告書）	296

参考

決算報告書記入例	303
農業法人標準勘定科目	347



損益計算書の留意事項

営業収益・売上高

〇〇売上高（製品売上高）

製品である農畜産物の販売金額

解 説

製品の販売金額です。製品売上高と商品売上高は区分し、自己が生産したものは製品売上高、他から仕入れたものは商品売上高となります。製品売上高には、堆肥など副産物の売上高も含まれます。2種類以上の事業を営む場合の売上高は事業の種類ごとに区分して記載することができます（財規71）ので、農業法人では「水稻売上高」のように作目ごとに区分して売上高を記載します。また、直近3ヵ年における農業に係る売上高が売上高全体の過半を占めていることが農地所有適格法人の要件ですので、「農業に係る売上高」とそれ以外の売上高を勘定科目により区分します。勘定科目の区分は、消費税の簡易課税制度の事業区分に対応するよう留意する必要があります。

I 損益計算書の留意事項

II 貸借対照表の留意事項

III 剰余金処分の留意事項

IV 法人課税のあらまし

V 消費税のあらまし

VI 法人税申告書の作成手順

参考資料

表 1. 売上高の勘定科目の区分例

	勘定科目例	農地法	(農) 事業税	消費税	備考
農畜産物販売	水稻売上高	◎	非課税	2種	自己が生産した農畜産物
	米売上高	①	課税	1・2種	他から仕入れた農畜産物
	肉用牛売上高	◎	課税	2種	
その他生産物販売	加工品売上高	①	課税	3種	
	堆肥売上高	②	課税	3種	
	林業売上高	③	課税	3種	
固定資産売却	生物売却収入	◎	課税	4種	生物の売却(後述)
	固定資産売却益	—	課税	4種	農機具・施設の売却
農作業受託	作業受託収入	④	農業収入の1/2以下なら非課税	4種	野菜苗の定植作業のみの受託
	野菜苗売上高	◎	非課税	3種	生産野菜苗の圃場への定植作業
その他作業受託	花卉売上高	◎	非課税	3種	生産花苗の花壇への定植作業
	農産物売上高	②	課税	3種	仕入花苗の花壇への定植作業
	造園売上高	×	課税	4種	花苗の定植作業のみの受託
	除雪作業収入	×	課税	4種	
補填金	価格補填収入	○	非課税	不課税	価格に付随するもの(後述)

〈農地法の欄の凡例〉

農業売上高：◎ (○は付随収入)

農業関連事業売上高：

- ① = 農畜産物加工
- ② = 農畜産物販売(貯蔵、運搬)
- ③ = 農業資材製造
- ④ = 農作業受託
- ⑤ = 林業

農業以外の売上高：×

売上高とならないもの：—